

○法 務 省
厚生労働省 告示第六号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）
第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

令和八年八月七日

法務大臣 平口 洋

厚生労働大臣 上野賢一郎

特 定 権 利 利 益	対 象 者	延長後の満了日
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号） 第二十三条第一項の規定による許	令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域に住所又は外国人の技能実習の適正な実施及	令和九年一月二十七日

可であつて、同法第三十一条第二項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの	び技能実習生の保護に関する法律第二条第十項に規定する監理事業を行う事業所の所在地がある者	
--	---	--